

北海道標津（しべつ）町 文化財担当職員募集要領

標津町は知床連山南麓に位置し、オホーツク海に面した、漁業と酪農が盛んな町です。本町の歴史文化は一万年の時間軸の中、自然との密接なつながりの中で培われました。町内には史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原をはじめとする指定文化財 25 件を含む、町民が誇りに思う地域の遺産「標津キラリ遺産(本町における広義の文化財)」が多数存在します。このたび、標津キラリ遺産の保存・活用を担う文化財担当職員を募集します。



1 募集職種、採用予定数及び職務内容

職種	採用予定数	職務内容
文化財担当職	若干名	標津町ポー川史跡自然公園に勤務し、文化財の調査や保存・活用、及び施設管理の業務に従事します。

2 募集区分

応募にあたっては、希望に合わせ以下のいずれかの区分を選択してください。

区分		任期	備考
区分 1	一般事務職	なし	・一定年数の業務従事後、人事交流のため他部署に異動となる場合があります。 ・他部署への業務協力や、一般事務職が担う専門外の業務に従事することがあります。
区分 2	任期付職員	5 年	・標津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づく区分。 ・任期中の異動は無く、原則専門性を活かした業務に専念してもらいます。
区分 3	地域おこし協力隊	1 年	・最長 3 年間まで任期更新可能。

3 応募資格

【全区分共通】

- ① 昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた方※令和 8 年 4 月 1 日時点の満年齢が 40 歳以下の方
- ② 学校教育法による 4 年生大学若しくはこれに準ずる学校を卒業(見込)した方。
- ③ 考古学、歴史学又はその他これに準ずる学科を専攻し博物館法で定める学芸員に必要な規定単位を履修済みの方。
- ④ 普通自動車運転免許を有する方
- ⑤ 発掘調査経験を有する方(大学での実習を含む)。

【区分 3 のみ】

- ⑥ 三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する方。

なお、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ・日本国籍を有しない方。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方。
- ・標津町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方。
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方。
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方。

4 待遇等

	区分1 一般事務職	区分2 任期付職員	区分3 地域おこし協力隊
身分	標津町職員	標津町職員	標津町会計年度任用職員
給料	月額 196,200 円～ ※職務経歴に応じた加算あり。	月額 196,200 円～ ※職務経歴に応じた加算あり。	月額 191,800 円
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 ・勤勉手当 ・扶養手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・時間外勤務手当 ・その他町条例の規定による手当支給あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 ・勤勉手当 ・扶養手当 ・通勤手当 ・住居手当 ・時間外勤務手当 ・その他町条例の規定による手当支給あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 ・勤勉手当 ・通勤手当 ・時間外勤務手当
休暇制度	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇(【暦年】1年につき20日付与)※4月採用の場合は15日付与 ・特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、病気休暇など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇(【暦年】1年につき20日付与)※4月採用の場合は15日付与 ・特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、病気休暇など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇(【年度】10日付与)※任用1年目で任期6月以上の場合 ・特別休暇【有給】(夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇、公務傷病休暇など) ・特別休暇【無給】(子の看護休暇、短期介護休暇、生理休暇、私傷病休暇など)
福利厚生	北海道市町村職員共済組合および北海道市町村職員退職手当組合に加入	北海道市町村職員共済組合および北海道市町村職員退職手当組合に加入	北海道市町村職員共済組合(短期組合員)に加入
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・8時30分から17時15分(うち休憩時間1時間) ・完全週休二日制 		
採用予定日	合格者と協議の上で決定します。		
任期	なし ※採用後6か月間(勤務状況により最長1年間)は、地方公務員法の規定により試採用期間となります。	5年 ※採用後6か月間(勤務状況により最長1年間)は、地方公務員法の規定により試採用期間となります。 ※期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。	1年 ・最長3年間まで任期更新可能。 ※採用後1か月間(勤務状況により最長任期満了まで)は、地方公務員法の規定により試採用期間となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合加入(健康保険、厚生年金保険・退職等年金) ・退職手当組合加入 ・公務災害補償適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合加入(健康保険、厚生年金保険・退職等年金) ・退職手当組合加入 ・公務災害補償適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合加入(健康保険) ・厚生年金保険加入 ・雇用保険加入 ・公務(労働者)災害補償適用 ※任期更新時、1年目の勤務状況によって、2年目から加入制度が変わる場合があります。

※任期を有する区分については、採用後の勤務実績に基づき、任期満了後の進退について相談に応じます。

5 応募方法

【受付期間】 随時受付します。(郵送可)

【受付時間】 持参の場合は、9時から17時まで(土日・祝日は受付できません。)

【提出書類】 以下の書類を担当窓口へ提出してください。

①履歴書(指定様式1)

②発掘調査従事履歴書(指定様式2)

③論文等執筆履歴書(指定様式3)※対象履歴がある場合のみ提出

④最終学歴の卒業証明書(または卒業証書写し)

⑤普通自動車運転免許証写し

⑥レポート(任意様式) テーマ：文化財とまちづくりについて

※テーマに沿って自身の考えや本町の文化財保存・活用に携わった場合に行いたいことなどを自由に記載してください。

6 選考

①第一次選考：所定の提出書類による書類選考

②第二次選考：第一次合格者を対象に、面接試験のほか必要に応じ実技試験を実施

- ・日程は第一次合格者と調整し、都合の良い日時で設定します。
- ・第二次選考の面接試験はオンラインで行うこともできますが、その場合の第二次合格者については、第三次選考として対面での面接を実施する場合があります。
- ・実技試験は発掘調査従事履歴書記載内容に応じて実施の有無を定めます。実技試験実施対象者が第二次選考の面接試験をオンラインで実施した場合は、実技試験は第三次選考で行います。

【実技試験内容(予定)】

- ・測量機器設置実技
- ・遺物実測図作成

7 担当窓口(書類送付・お問い合わせ先)

標津町生涯学習センターあすばる 担当：小野
〒086-1651 北海道標津郡標津町南1条西5丁目5-3
TEL：0153-82-2900 FAX：0153-82-2901
Mail：po-gawa@town.shibetsu.lg.jp